

第5章 消火活動上必要な施設

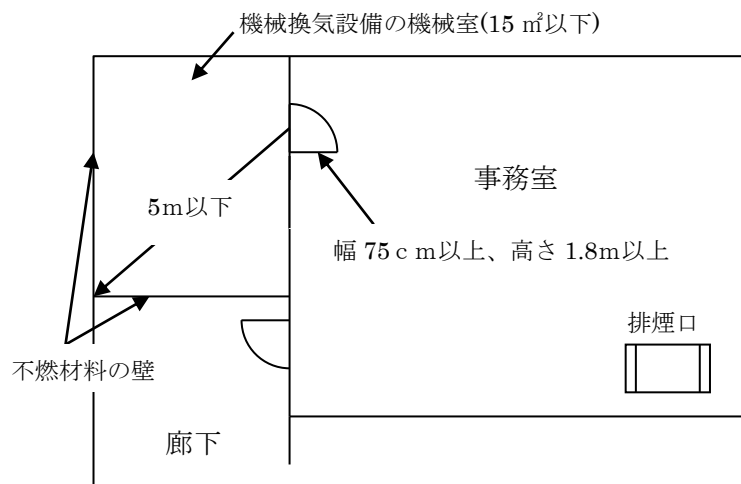
第11節 排煙設備

問1 下記の項目について、令32条の規定を適用し設置を要さなくてよいか。

- 1 主要構造部を耐火構造とした防火対象物のうち、耐火構造の壁及び床で区画され、かつ、開口部に特定防火設備である防火戸（規則第12条の2第1項第1号ハに適合するものに限る）を設けた部分で次に掲げるもの。
 - (1)機械換気設備の機械室、ポンプ室、冷凍機械室、エレベーター機械室、不燃性ガスのボンベ室又はガスバーナー室等で、床面積が100㎡以下のもの。
 - (2)倉庫又は階段室の前室で、床面積50㎡(スプリンクラー設備が令12条の規定に従い、または当該規定の例により設置されているものにあつては100㎡)以下のもの。
 - (3)非常用エレベーターの乗降ロビー以外のエレベーターホールで床面積が50㎡以下のもの。
 - (4)非常電源を付置した換気設備の設けられている変電室、発電室又は蓄電池室。
 - (5)階段室又はエスカレーター室。
- 2 主要構造部を耐火構造とした防火対象物のうち、耐火構造の壁、床及び扉で区画され、かつ、開口部に特定防火設備である防火戸若しくはこれと同等以上のものを設けた冷蔵室、冷凍室又は金庫室等。
- 3 不燃材料の壁、柱、床、天井(天井のない場合は屋根)及び扉で区画された床面積50㎡以下の冷蔵室又は冷凍庫で次に適合するもの。
 - (1)収容物は、不燃性の物品又は生鮮食料品等出火の恐れが少ないものであること。
 - (2)冷蔵室又は冷凍室の温度に異常が生じたときに、防災センター等に当該異常を表示し、かつ、警報を発する装置が設けてあること。
 - (3)(2)による移報の配線は耐熱配線とすること。

4 床面積が 15 m²以下である機械換気設備の機械室、変電設備室、分電盤室又は電話交換機盤室その他これらに類する室で、次に適合するもの。

- (1) 当該室は、排煙設備が設けられている室(床面積が当該室の床面積より大きい室に限る)に隣接していること。
- (2) 隣接する排煙設備が設けられている室との間には、幅 75cm 以上、高さ 1.8m以上の出入り口が設けられていること。
- (3) 隣接する排煙設備が設けられている室以外の部分は、不燃材料の壁及び床で区画されていること。
- (4) 室内のいずれの部分からも(2)の出入り口までの水平距離が 5 m以下であること。



5 浴室、シャワー室、洗面、便所、風除室、エレベーターの昇降機、リネンシュート、パイプシャフト、その他これらに類する部分。

答 1 令 32 条を適用し設置を要さなくてさしつかえない。
ただし、消防用設備等特例適用願出書を提出すること。

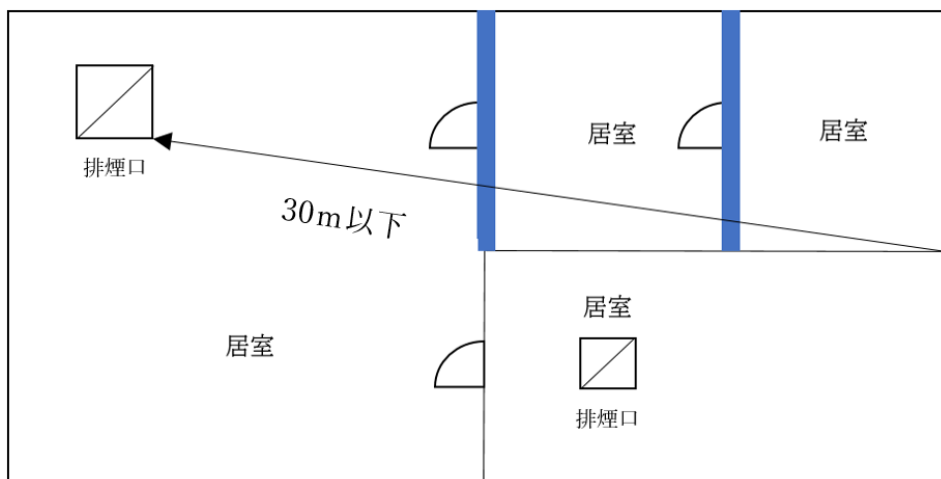
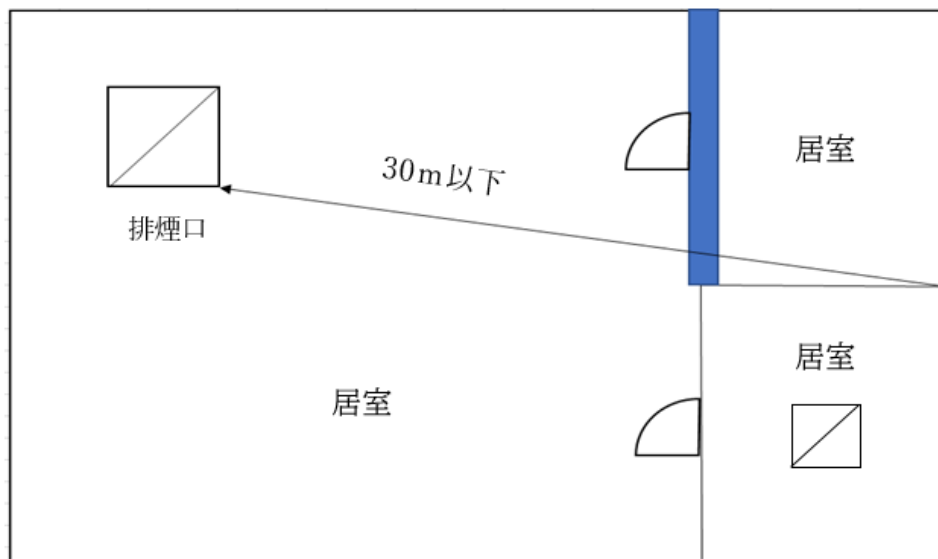
問 2 個々に間仕切られた室を同一区画とみなすことができる場合について。

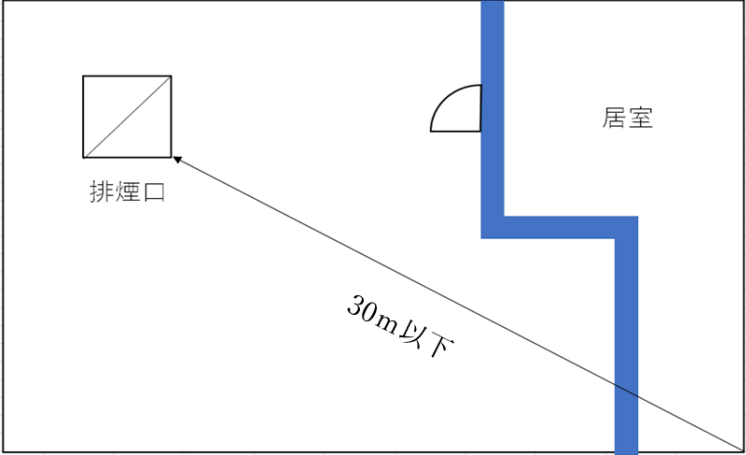
答 2 次のいずれかの条件に該当する場合、同一の防煙区画とみなすことができる。

ア 間仕切壁の上部が、天井面より下方 500mm 以上の部分が常時開放されており、かつ、その開放部分が一面以上ある場合。

※下図の太線部分を一面とする。

この場合、消防用設備等特例適用願出書は不要。

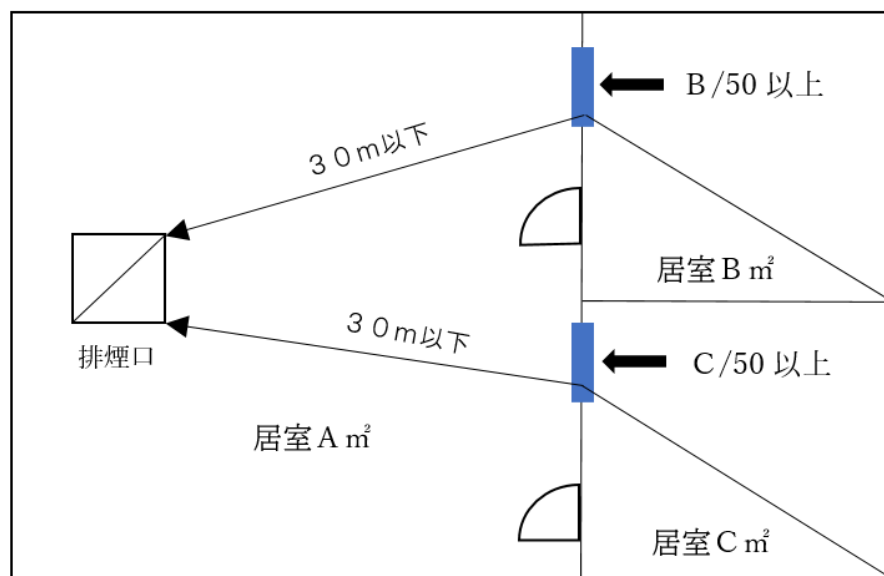




イ 間仕切壁の上部（防煙壁の下端より上部であって、床面からの高さが天井の2分の1以上の部分に限る。）が常時高さ 500mm 以上開放されており、当該開放部分の面積がそれぞれ排煙を負担する床面積の 50 分の 1 以上であること。

※下図の太線部分を開放部分とする。

この場合、消防用設備等特例適用願出書を提出すること。

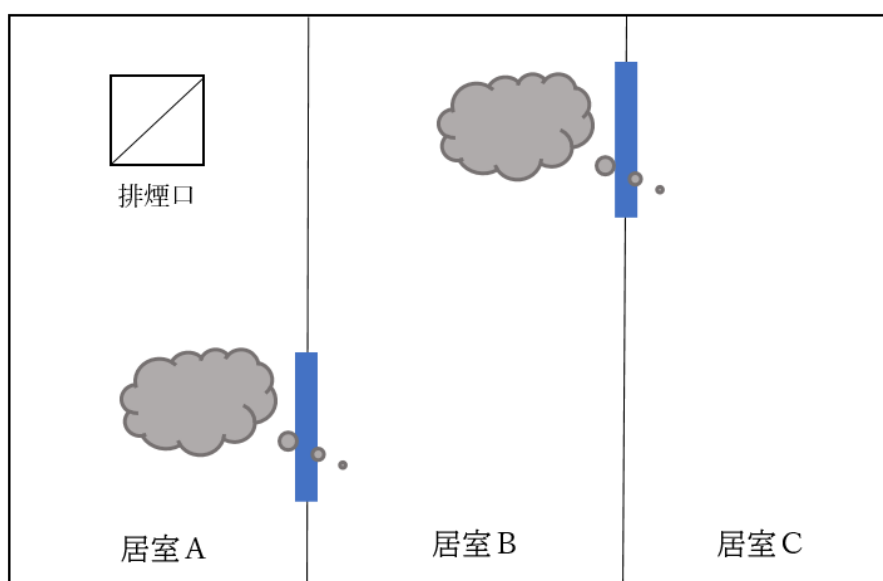


防煙区画： $A + B + C \leq 500 \text{ m}^2$ 以下

排煙口： $(A + B + C) / 50 \text{ m}^2$ 以上

※令第条第 1 項第 1 号に掲げる防火対象物にあつては、防煙区画は 300 m^2 以下

《同一区画としてみなすことができない例》



居室Cが居室Bを介しているため